

重要事項説明書

【居宅介護支援】

社会福祉法人斎宮会
みずほの里居宅介護支援事業所

「みずほの里居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(三重県指定 第2452780014)

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ・ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をお伺いして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ・ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人齋宮会
法人所在地	三重県多気郡多気町仁田706番地7号
電話番号	0598-37-2566
代表者氏名	理事長 佐藤 雅則
設立年月日	平成8年7月10日

2. 事業所の概要

種類	指定居宅介護支援事業所 三重県2452780014号
名称	みずほの里居宅介護支援事業所
施設の所在地	三重県多気郡多気町仁田706番地7号
電話番号	0598-37-2572
管理者	三村 和正
開設年月	平成12年4月1日

事業の目的

この事業は、要介護者からの相談に対し、要介護者がその心身の状況におかれている環境等に応じて、ご本人やご家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が十分に確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行うことを目的とします。

事業の運営方針

- ①ご契約者が要介護者等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- ②ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③ご契約者の意思及び人格を尊重し、ご契約者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当の偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、指定介護予防事業者との連携に努めるものとする。

3. 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域

多気町、松阪市、明和町、玉城町、大台町、伊勢市、度会町、大紀町の区域

②営業日及び事業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日
受付時間	8：30 ～ 17：30
サービス提供時間	8：30 ～ 17：30

※営業日及び営業時間外におきましても、24時間対応できる体制を整えております。

4. 職員の体制（令和7年7月1日現在）

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

管理者 1 名（常勤兼務）

介護支援専門員 7 名（常勤専従 6 名）

（うち主任介護支援専門員 4 名）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第7条参照）

<サービス内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご自宅を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「居宅サービス」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の流れ>

1. 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



2. 居宅サービス計画の作成の開始に当たって、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はそのご家族等に対して提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。



3. 契約者及びその家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。



4. 契約者及びその家族は、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。



5. 介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族のおかれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



6. 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びそのご家族等に対して説明、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調査を行います。
- ご契約者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤要支援認定を受けた場合

介護支援専門員は、要介護認定を受けているご契約者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該契約者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(1) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合には、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護度	基本単位	基本の額に特定事業所加算（Ⅱ）〔4,210円／月〕を加えた額です。
要介護 1・2	15,070円／月	
要介護 3・4・5	18,320円／月	
初回加算	3,000円／月	個々の状況に応じて算定される加算です。
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2,500円／月	
	(Ⅱ) 2,000円／月	
退院・退所加算（入院期間中1回）	4,500円／Ⅰ	
	6,000円／Ⅰ	
	6,000円／Ⅱ	
	7,500円／Ⅱ	

	9,000円/Ⅲ	
通院時情報連携加算	500円/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回まで)	2,000円/回	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	

(2) 交通費 (契約書第7条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、片道1kmあたり30円いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

1. 窓口での現金支払い (月～金曜日<祝日を除く> 午前9時から午後5時まで)
2. 下記指定口座への振込み 百五銀行多気支店 普通預金 301039 老人保健施設みずほの里

前記(2)の交通費はサービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. 身体の拘束等

介護支援専門員は、原則として契約者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

7. 虐待防止に関する事項

① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るため

の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ① 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状などの急変があった場合は、速やかにご契約者の緊急連絡先に連絡を取り、主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

11. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

①苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

- | | |
|--------------|------------|
| ○苦情受付担当者 | ○苦情解決責任者 |
| 田中 義宏（支援相談員） | 三村 和正（管理者） |

○第三者委員

- | | |
|-------|----------------|
| 浦林 敏生 | 電話0598-49-3175 |
| 山下 恭史 | 電話0598-38-2414 |

- 受付時間 8:30～17:30（月～土曜日＜祝日を除く＞）

苦情等のうち、当該苦情の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・様態が社会通念上不相当なものであって当該手段・様態により、施設職員の就業環境が害される場合には、対応いたしかねる場合があります。

②行政機関その他苦情受付機関（当事業所以外については市町）

津市役所	所在地	津市西丸之内 23 番 1 号
	受付	健康福祉部 介護保険課 介護保険担当
	TEL	059-229-3149
	受付	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当
	TEL	059-229-3156
四日市市役所	所在地	四日市市諏訪町 1-5
	受付	健康福祉部 介護保険課 管理係
	TEL	059-354-8425
伊勢市役所	所在地	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
	受付	健康福祉部 介護保険課 介護給付係
	TEL	0596-21-5560
	受付	健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係
	TEL	0596-21-5611
	受付	健康福祉部 高齢者支援課
TEL	0596-21-5611	
松阪市役所	所在地	松阪市殿町 1340 番地 1
	受付	健康福祉部・福祉事務所介護保険課保健給付係
	TEL	0598-53-4069
	受付	健康福祉部 高齢者支援課
	TEL	0598-53-4088
桑名市役所	所在地	桑名市中央町 2 丁目 37 番地
	受付	健康福祉部 介護高齢課／管理・認定審査係
	TEL	0594-24-1170
名張市役所	所在地	名張市鴻之台 1-1
	受付	福祉こども部 介護・高齢支援室
	TEL	0595-63-7599
鳥羽市役所	所在地	鳥羽市大明東町 2 番 5 号
	受付	健康福祉課 長寿介護係
	TEL	0599-25-1186
いなべ市役所	所在地	いなべ市大安町大井田 2705
	受付	健康福祉部 介護保険課
	TEL	0594-86-7820
	受付	健康福祉部 長寿福祉課
	TEL	0594-86-7819
志摩市役所	所在地	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
	受付	健康福祉部 介護・相談支援課
	TEL	0599-44-0284
伊賀市役所	所在地	伊賀市上野丸之内 116 番地
	受付	健康福祉部 介護高齢福祉課

	TEL	0595-26-3939
木曾岬町役場	所在地	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
	受付	健康福祉課 福祉部門
	TEL	0567-68-6104
東員町役場	所在地	員弁郡東員町大字山田 1600 番地
	受付	生活福祉部 長寿福祉課 健康づくり係
	TEL	0594-86-2823
菰野町役場	所在地	三重郡菰野町大字潤田 1250 番地
	受付	健康福祉課
	TEL	059-391-1125
朝日町役場	所在地	三重郡朝日町小向 893 番地
	受付	保健福祉課
	TEL	059-377-5659
川越町役場	所在地	三重郡川越町大字豊田一色 280 番地
	受付	町民保険課
	TEL	059-366-7115
	受付	福祉課
	TEL	059-366-7116
多気町役場	所在地	多気郡多気町相可 1600 番地
	受付	健康福祉課 福祉係
	TEL	0598-38-1114
明和町役場	所在地	多気郡明和町大字馬之上 945 番地
	受付	福祉ほけん課 地域福祉係
	TEL	0596-52-7116
大台町役場	所在地	多気郡大台町佐原 750
	受付	健康ほけん課
	TEL	0598-82-3785
	受付	町民福祉課
	TEL	0598-82-3783
玉城町役場	所在地	度会郡玉城町田丸 114-2
	受付	生活福祉課 保健福祉課
	TEL	0596-58-8203
度会町役場	所在地	度会郡度会町棚橋 1215 番地 1
	受付	長寿福祉課長寿支援係
	TEL	0596-62-1118
大紀町役場	所在地	度会郡大紀町滝原 1610-1
	受付	健康福祉課
	TEL	0598-86-2216
南伊勢町役場	所在地	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

	受付	高齢者支援課
	TEL	0599-66-1709
	受付	福祉課 福祉係
	TEL	0599-66-1114
紀北広域連合	所在地	南牟婁郡紀北町海山区船津 881 番地 3
	受付	
	TEL	0597-35-0888
尾鷲市役所	所在地	尾鷲市中央町 10-43
	受付	福祉保健課 高齢者・福祉係
	TEL	0597-23-8201
紀北町役場	所在地	南牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 769-1
	受付	福祉保健課
	TEL	0597-46-3122
紀南介護保険広域連合	所在地	熊野市井戸町 371
	受付	
	TEL	0597-89-6001
熊野市役所	所在地	熊野市井戸町 371
	受付	健康・長寿課 いきがい健康支援係
	TEL	0597-89-3113
御浜町役場	所在地	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1
	受付	健康福祉課 福祉係
	TEL	05979-3-0515
紀宝町役場	所在地	南牟婁郡紀宝町鵜殿 324
	受付	福祉課
	TEL	0735-33-0339
鈴鹿亀山地区広域連合	所在地	鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所西館 3 階
	受付	介護保険課
	TEL	059-369-3204
鈴鹿市役所	所在地	鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号
	受付	保健福祉部 長寿社会課
	TEL	059-382-7935
亀山市役所	所在地	亀山市羽若町 545
	受付	保健福祉部 長寿健康課高齢者支援グループ
	TEL	0595-84-3312
度会広域連合	所在地	度会郡度会町棚橋 1202
	受付	
	TEL	0596-62-2300
鳥羽志勢広域連合	所在地	志摩市磯部町迫間 22
	受付	介護保険課

	TEL	0599-56-1050
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地	津市栄町3丁目143-1
	受付	介護保険課 介護保険係
	TEL	059-222-4165
三重県社会福祉協議会	所在地	津市栄町2丁目
	受付	三重県福祉サービス運営適正化委員会
	TEL	059-224-8111

